

# 要 約

## 過労死家族の会の形成と展開

——京都と大阪の過労死運動と過労死家族の会と当事者の事例から——

立命館大学大学院先端総合学術研究科

先端総合学術専攻一貫制博士課程

ナカジマ キヨミ

中 寫 清美

### 1. 研究背景・目的・方法

#### 1) 研究目的

今日の過労死運動において「過労死家族の会」の存在はなくてはならないものである。2014年、過労死等防止対策推進法制定にいたった過労死運動においても、その役割は重要であった。しかし、過労死家族の会の詳細が明らかにされているとは言いがたい。本論文では、過労死運動に取り組んだ過労死被災者・家族ならびに過労死家族の会のありようを明らかにするものである。

過労死運動とは、過労死被災者・家族の救済運動からはじまった。その内容は、過労死した労働者の労災認定運動を行ない、遺族を救済すること、過労死の起こった職場を改善することであった。さらには、過労死の予防、根絶を目指す運動であった。過労死運動という語は運動の中で使用されてきたものだが、過労死を促進する運動と誤解されることもあるだろう。運動の意味的には、反過労死運動と呼ぶべきである。しかし運動の中で、その使用は一般的ではない。森岡孝二は、反過労死運動とすべきであるが、過労死運動を使用するとしている（森岡 2013）。

そして、過労死運動は過労死根絶を目指す社会運動である。労働運動の中で行なわれる、行なわなければならない運動であるが、本論で述べる過労死運動は、必ずしもそうではない。過労死被災者・家族が、過労死であると声を上げ、それを支援する医師・弁護士・市民・学者などと一部の労働組合の運動であった。これらの運動のありようを明らかにしたのが池谷美衣子である。過労死運動は、各県ごとに過労死運動を行う組織が重層的に形成するものである。その中に過労死家族の会は存在する。しかし、各県ごとの運動のありようはそれぞれに異なったものである（池谷 2013）。本論文では、池谷が明らかにしなかった運動の詳細を明らかにし、地域ごとに異なる運動と過労死家族の会のありよう、それらの関係性について述べる。

本論文の目的は、過労死被災者・家族たちがどのように過労死家族の会を組織し、運動を展開していったのかを、京都と大阪における家族の会と、個々の会員の活動を通じて明らかにすることである。また過労死被害にあった家族の思いをまとめ、労災活動や過労死家族の会の活動が、被災者と家族にどのような影響を与えたかについて検証する。

## 2) 研究方法

筆者は京都過労死家族の会に1990年から参加してきた。データ収集は、過労死家族の会の活動の場（例会、行事、集会、裁判傍聴活動など）に参加し、メモを取った。また、京都と大阪の会員のインタビュー（半構造化インタビュー10名と調査票に文章回答1名）を行なった。聞き取りは研究の趣旨を文章と口頭で説明し、調査することについて了承を得た。調査はいつやめてもよいこと、本人であることを第三者にわからないようすることを説明した。聞き取りの質問項目は2つで、労災活動はどのようにしたのか、過労死家族の会にどのようにかかわっているかを聞いた。細かな質問はせず、できるだけ自由に話してもらった。さらに各団体の機関誌等の記事からデータ収集を行った。インタビューは、メモを取り、あるいは録音し、文章に起こした。インタビューで収集した文章、機関誌の当事者の文章で収集した内容は、「労災活動」、「裁判」、「企業・行政・国会」、「運動」、「家族」、「過労死家族の会」という計6項目に分類した。

さらに過労死家族の会がどのようなセルフヘルプ・グループであるかを、京都と大阪、兵庫の過労死家族の会の調査を通じてまとめた。各家族の会に参加観察を行ない、データを収集して分析した。

## 3) 研究背景

働きすぎによる労働者の死は、労働災害として1960、70年代から取り組みが見られるようになった。1960年、70年代の職場で、企業が「合理化」と称して、人員の大幅な削減などを行なった。加えて、新しい生産様式や職場の機械化などにより、労働様態の変化が起こった。その結果、労働者に「新しい職業病」といわれる職業病が現れた。新しい職業病は、多くの患者を生み出した。企業だけでなく、労働組合にも理解されにくい新しい職業病は、やがて患者たちの運動が活発に行なわれ、全国に拡がり、患者たちの要求に応える組織「職対連」の運動が起こっていった。これらの運動の中で最も理解されにくい、労災認定が困難なものが「過労死」であった。過労死は、その概念が形成される以前は「急性死」や「在職死」、「突然死」と呼ばれており、それが多発したことで労災認定運動が起こり、組織的な課題として認識されていった。これらの労災認定運動のなかで、「過労死」という概念が形づくられていった。

大阪では、後の過労死運動につながる新聞労働者の「竹林事件」の闘争があった。職場の労組は、竹林の死を「合理化」による犠牲者であると位置づけ、医師の意見書を田尻俊一郎医師に依頼した。当初、田尻は、一般的な病気であるクモ膜下出血が労災だとは考えなかった。しかし労働者や医師間の話聞いて研究を重ねるうちに、竹林のクモ膜下出血が労災によるものであるという理論を見出し、労災認定を勝ち取ることができた。この闘争によって、過重な労働はこれまでの認識とは違った形で健康に影響を及ぼしており、単に肉体的負担のみでなく、反生理的要因を重視して労働負担を評価すべきことが認知された。この運動から教訓を得た多くの労働者がさらに運動を拡大し、医師・研究者たちが“合理化”の中での労働を見直す重大なきっかけとなった。反生理的な労働である夜勤交替勤務について、日本産業衛生学会交替勤務委員会は、1978年5月、交替勤務に関する意見書を発表した（細川ほか1984）。このようにして、過労死の救済運動から過労死という概念が作られていった。

細川汀は、「過労死」の使用は1970年代半ばからであったと言う（細川1999）。1978年、日本産業衛生学会で上畑鉄之丞は17例の循環器疾患の発症を初めて「過労死」として報告した（上畑1993）。1982年には、日本ではじめて書名に過労死がついた本『過労死——脳・心臓疾患系の業務上認と予防』（上畑

ほか 1982) が出版された。上述した 3 名の医師である細川、田尻、上畑による研究報告書である。急性死の中から過労死という概念が確立したといえる。過労死という言葉は社会医学上の用語であり、「過労」は職場の有害要因のひとつで、働きすぎを契機に労働者の不健康な生活習慣が形成され、高血圧や動脈硬化などの基礎疾患が進展・悪化する概念であると上畑は述べた。産業疲労における過労概念は、疲労が蓄積する中でなんらかの健康障害を生じるようになった状態を指すが、このような健康障害のうち、死に直面するような重篤な状態を過労死とした。また臨床医学の疾病概念との対応では、脳血管障害や心筋梗塞などの虚血性心疾患、急性心不全など、急性発症する循環器障害のほか胃潰瘍による出血、食道静脈破裂などの事例をあげた (上畑 1993)。

## 2. 京都と大阪の初期の過労死運動

### 1) 大阪の運動

大阪の職対連運動において「大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会」(現大阪職業病対策連絡会) が 1968 年に結成された。大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会は、労災・職業病の分野で活動してきた労働組合や医療関係団体、職対協、民法協などによって発足した (森岡 1995a)。結成後は啓蒙活動や学習活動が盛んで、患者・労働組合・医療機関・法律関係など多くの人々が他府県からも参加して活動が行われ (大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会 1978)、大阪の職対連運動は労災・職業病運動に大きく寄与した。大阪では竹林事件などに取り組み、過労死問題に対して、いち早く立ち上がった組織は 1981 年に大阪で結成された「急性死等労災認定連絡会」であった (1982 年に「大阪過労死問題連絡会」と改称)。大阪で始まった過労死 110 番運動は全国に広がり、過労死を社会問題化していき、過労死運動が知られる契機となった。

大阪の過労死運動はネットワーク型であり、医療機関や一部の労働組合、市民活動家、法律家、学者、過労死被災者・家族などが運動を形成している。中小企業の多い大阪ではもともと労災や職業病が多く、1974 年に設立した「大阪府職業病センター」では、未組織の労働者を対象にさまざまな検査や治療、調査、教育指導を行なった。ここに勤務した医師がのちに過労死運動にも関わっていった。大阪を拠点とする「民主法律協会」は 1956 年に結成され、早いうちから急性死問題を重要視していた。また職対連運動においても 1968 年に「大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会 (現大阪労災職業病対策連絡会)」が結成されている。それぞれの取り組みが結実し、「大阪過労死問題連絡会」という新たな組織的な取り組みへと発展していった。目立った成果は出なかったが、地道な活動が続いた。その状況が変わったのは、1987 年に労災認定基準が改定され、新聞報道などにより社会的注目を集めたことによる。大阪過労死問題連絡会はその翌年に過労死シンポジウムを開催し、主催者が慌てるほど多くの参加者があり、在阪のテレビ局すべてが取材した。この成功が大きなきっかけとなり、シンポジウムの直後に行われた「過労死 110 番」は大きく報じられた。その後、全国 7 カ所で「過労死 110 番全国ネットワーク全国一斉相談」が実施され、過労死弁護団全国連絡会議も結成された。大阪過労死問題連絡会が発行した書籍も全国紙で取り上げられ、各地で過労死家族の会結成への動きが始まることになった。「大阪過労死を考える家族の会」は、1990 年に弁護士の呼びかけによって 60 家族の賛同を得てスタートした。2 年後には過労死をテーマにした演劇の上演運動が起こり、大成功を収め、過労死の啓発に寄与した。この運動の中で、

大阪家族の会は過労死運動に参加することにより、支援体制も整っていくことになった。

## 2) 京都の運動

京都では「京都職業病対策連絡会議」が、労災・職業病に取り組んでいた。過労死運動は、労災・職業病闘争の長い歴史の延長線上にある。戦後の急速な労働運動の高まりの中で、1947年に労働省が設置された。同年に労働基準法と労働者災害補償保険法が制定され、1949年には鉱山保安法などの労働保護立法が体系化された。有害業務が規定され、化繊工場の二硫化炭素中毒、硫安工場の一酸化中毒、造船工場の難聴、鉱山のけい肺などの問題が労働者によって取り上げられた。1963年、同じ日に三池炭鉱大爆発事故と国鉄鶴見二重衝突事故が起こり、労働運動に大きな影響を与えた。1966年10月には労働安全運動の拠点として、「日本労働者安全センター」が設立された。1970年代には、問題を孕みながらも「労働安全衛生法」が制定され、労基法施行規則の「業務上疾病」の範囲が戦後初めて改訂された。しかし、職場の「合理化」や労働様態の変化で、新たな職業病が発生した。これは「新しい職業病」と呼ばれ、患者は会社にも労組にも理解されないと、新しい患者会運動を起し全国に広げていった。患者運動に寄り添う運動が、職対連運動として結実した。東京職業病対策連絡会が結成され、大阪、京都その他地域でも職対連の結成が続いた。

京都職対連は1967年に前身組織が結成され、1984年から活動を続けている。京都では1960年代に京都民主医療機関連合会が、病院や診療所において中小企業の労働者の職業病、労働災害をはじめとする労働衛生問題に取り組む体制をつくり、運動を進めた。1970年代には「けい腕」、「腰痛」、「振動病」、「むちうち」等をめぐる闘いが結合し、被災者の強い要求が京都府と労働省を動かし「財団法人京都府交通・労働等災害救済事業団」が設立された。1980年代に入ると、新たな機器導入が拡大し、従来の職業病に加え、脳神経疲労、過労死、自殺も出現する。こうした状況の中で実践的な運動が必要だという声が高まり、京都職対連が結成されることになった。1984年当時、61団体、14個人、96300人で構成されていた。1988年からは過労死110番運動にも参加し、1990年の「京都労災被災者家族の会」結成にも深く関わった。京都家族の会の初代代表は、過労死から救命されたタクシー運転手であった。京都家族の会の初代役員は、宇治のユニチカCS<sub>2</sub>中毒や過労死の家族で、結成以前から闘争を経験している。

## 3. 過労死被害と認定基準

### 1) 被害と認定基準

国は長年、過労死を認知しない立場をとり続けた。“いわゆる過労死”としたり、かぎっこをつけて「過労死」と言ったりしていた。労災とされる疾病は労働基準法施行規則別表で定められ、それに該当しない場合はその他の疾病とされる。過労死・過労自殺は「その他業務に起因することの明らかな疾病」でしかなかった。過労死被害を認定するための認定基準が、過労死被害の救済を阻むものになっている。

水俣病に深く関わった原田正純医師は、水俣を訪れた外国人に水俣病の「認定」について説明する際、言葉に窮したという。「現在、われわれが水俣病（有機水銀中毒）患者としているものは、水俣病と認定されたものであって、有機水銀中毒そのものではない」のであり、医学上の概念とは一致しない。水俣病の認定基準が、水俣病の認定を規定する。「認定」という独自の制度が被害を隠し、被害を大きく切り

捨てている（原田 1972）。1955 年には、ドライミルクにヒ素が混入し、世界に類を見ない食品公害事件が起きた（森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会機関紙「ひかり」編集委員会 2005）。1968 年、カネミ油症事件では被災者が食品公害の救済を求める闘いの中で、さらに史上最大の人権侵害<sup>1</sup>とされる甚大な被害を被った（大久保 2006）。原爆症認定裁判は今も続いている。原爆症の認定はかつては 1% ならずで、2019 年 3 月末現在で 7269 人であり、現在は 5% にとどまっている（毎日新聞 2019 年 8 月 30 日）。「ヒ素ミルク事件」においても「カネミ油症事件」においても、非常に短期に策定された「診断基準」が認定基準として運用され、患者切り捨てにつながっているのである。公害、薬害、労災・職業病も、被害者と患者を苦しめているのは認定基準だと言えるだろう。被害を明らかにするはずの認定基準が、被害を限定し、被害を隠し、被災者を救済することを妨げるものになっている。

企業の犯罪は、最初に被害を出しただけでなく、事後処理のレベルでも行なわれてきた。この事後処理における犯罪のくり返しが、山田真を 3.11 後の福島で「何度も見た」という思いにさせた。つまり加害企業が被害を隠蔽し、被害者を切り捨てることのくり返しであった（山田 2014）。被害を明らかにするために、被害者が立ち上がらざるをえなかった。それも繰り返されてきたことである。過労死被害も、過労死の認定基準により被害を否定され、切り捨てられてきたものである。

## 2) 過労死と認定基準の策定

過労死の認定基準が初めて策定されたのは、1961 年 2 月 13 日付の労働基準局「中枢神経及び循環器疾患（脳卒中、急性心臓死等）の業務上外認定基準について（基発 116 号）」の通達であった。策定に当たっては、高橋正義東京労災病院長を座長とする専門家会議が開かれた。長谷川鍬一郎医師も委員の 1 人であった。長谷川は、ドイツ、フランス、イギリスなどヨーロッパの考え方を学び、1956 年に『災害補償法研究——業務災害認定の理論と実際』（長谷川 1956）を著した。認定基準は、脳・心臓疾患の発病の当日に災害的出来事、又は特に過激な業務に就労していることを認定の要件としており、長谷川の考え方にほぼ沿うものであった（石井 2004）。1961 年の認定基準は、「災害主義」との批判があった。発症の直前または当日に起こった出来事により発症したことで判断されたものである。「この通達を過労死を労災補償から原則的に排除する法理論的な支柱としてきた」（望月 1989）。

過労死の認定基準の始まりは、過労死の否定そのものであった。しかし、認定基準はあくまでも基準であるので、総合的判断により労災認定されることがある。また、司法においては行政が認めなかったものを、業務上の死と判断することがある。高裁や最高裁で、認定基準を否定する形で判決が続くと、行政は認定基準を変えざるをえない。認定基準は司法判断によって改訂されてきた歴史がある。初めての認定基準の改定は、1987 年 10 月 26 日付の労働省労働局通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」である。新認定基準が策定されたものの、発症前「直前、当日」が「1 週間」に限定され、医学上の根拠には欠けるものであった。労働省と過労死弁護団全国連絡会議の面談では、どこかで線引きは必要だから 1 週間としたものであった（望月 1989）。その後、1995 年の認定基準改定、2001 年認定基準改定を経て、それぞれ労災認定件数の増加につながった。しかし、過労死の救済、過労死をなくすという

---

<sup>1</sup> カネミ訴訟で勝利した原告へ国の仮払金（一人 300 万円）の返還を請求された。最高裁判所でさまざま経緯により訴訟を取り下げたことの結果であった。原告たちは病気の苦しみと借金の苦痛を味わうことになった（カネミ油症被災者支援センター）。

観点からは程遠いと言わざるを得ないものであった。

### 3) 過労自殺の認定基準

過労自殺の認定基準はもっと過酷である。過労自殺は「自殺過労死」、「産業ノイローゼ」として、1980年代には過労死運動の中では問題となっており、取り組みが始まっていた。京都職対連の年表にいくつもの活動が残っている（京都職業病対策連絡会議編集委員会 2003）。しかし、過労自殺は運動体の中で知られるものでしかなかった。警察庁発表では、1983年から1996年までの期間に「勤務問題」が原因・動機で自殺した件数は、合計1万6117件もある。労基署は、このうちの1000人に1人も労災と認定しておらず、10件が審査・再審査段階で認定されたに過ぎなかった（岡村 2002）。過労自殺は救済の対象ではなく、被害の切り捨てが起こっていた。

2000年3月25日、「電通過労自殺最高裁判決」は、各紙新聞1面トップで報道された。過労自殺が一気に社会の注目を集めた瞬間であった。1991年8月27日に電通の若い社員が長時間労働による過労やストレスにより自殺し、使用者である電通に安全配慮義務違反があったと認定された判例であった。しかし過労自殺の救済までには、さらに時間を要した。ようやく、1999年に「精神障害等の労災認定に係わる専門検討会報告書」が出され、それに基づき労働省より同年9月に「心理的負荷による精神障害等に係わる業務上外の判断指針」が策定された。1999年度は、労災申請件数が155件（うち自殺・自殺未遂93件）となり、初めて100件を超えた。認定件数も14件（うち自殺・自殺未遂11件）となり10件を超えた。前年の1998年度は、労災申請が42件（うち自殺・自殺未遂29件）、認定件数は4件（うち自殺・自殺未遂3件）であった。過労自殺の判断指針が策定されたことにより、過労自殺の申請件数と認定件数の増加があった。

国はその後、「職場における心理的負荷評価表に係る具体的出来事の追加又は修正等を検討課題」として検討を行い、その結果、判断指針の評価表等を改正し、2009年4月6日付で判断指針を一部改定した（平成11年9月14日付け基発第544号）。さらに、2011年12月26日に基準を改定し、2020年のいわゆるパワーハラ防止法の施行をふまえ、「パワーハラスメント」の出来事を「心理的負荷評価表」に追加するなどの見直しが行われた。過労死弁護団全国連絡会議は、2004年、2009年、2011年、さらに過労死110番30周年の年である2018年に業務上外判断指針の改定に関する意見書を提出した。過労自殺の認定基準も何度も改訂されるが、過労自殺の救済には至らず、近年の申請数の増加がある。過労死被害を生み出し続けている。

## 4. 過労死被害

### 1) 過労死被害の状況

#### (1) 労災被災者の被害の構造図式

飯島伸子は、「労災被災者の被害の構造図式」を作成している（飯島 1979）。「基本的被害」である労災被災者の死亡（夫・父・妻・子）により、「派生的構造レベル1 および2」が生じる。「派生的構造レベル1」は、経済的困難、遺族間の役割変化、遺族間・親族間の人間関係の悪化に加え事業所・行政との紛争関係の発生、それによる嘆き・悲しみ・不安・怒り・不信など精神的被害である。「派生的構造レベル

2」は、教育・結婚・住宅・老後などの計画の変更・悪化・破綻により、新たな怒り・不信・不快・悲しみ・苦痛が生じる。また、構造図式では、「基本的被害」は「派生的構造レベル 1」、「派生的構造レベル 2」に直接、間接的に影響し、「派生的構造レベル 2」は、互いに影響しあうのである。これは、過労死被災者・遺族が、二次被害者、三次被害者となる（中畠 2006）ことに重なるものであり、被災者に多様な被害を与えるものである（飯島 1979）。労災申請を行なおうとすると、申請そのものに加え、申請後もさまざまな被害が生じるのである。過労死被災は①制度上の困難、②労災申請への圧力、③悲嘆の困難を考慮することができる（中畠 2013）。①から③までは、影響し合って被害を大きくする。

## (2) 制度上の困難

過労死が労災認定されるためには、他の公害や薬害などと同じように申請が必要である。認定されるためには多くの書類・資料を添付することが必要である。たとえば過労死 110 番に電話して、弁護士と話合っただけで労災請求することになっても、過労死被災者・家族が主体となって書類を作成しなければならない。過労死 110 番から、労働基準監督署へ申請するまでの作業の流れとして、①労働面と疾病面の調査、②遺族意見書の作成（どのように過労死したか）、③労働実態調査報告書の作成、④意見書の作成依頼（医師・産業医、上司・同僚）、⑤代理人意見書作成（業務と疾病の総合的検討）、⑥申請書と添付書類（意見書・診断書等）の作成が必要であり、これらの書類を作成後、労働基準監督署に申請する（過労死弁護士全国連絡会議 1989）。この作業をせず、労働基準監督署の所定用紙に記入するだけで申請することもできるが、それだけでは仕事の過重性を十分に示すことは難しい。さらに、申請資料として重要なのは医師の意見書である。意見書を書いてもらえる医師が見つかるまでに時間がかかり、医師も多くの依頼を受けている場合があるので順番待ちになる。費用も想像以上にかかることが少なくない。資料作成が重要視されるのは、労災であることの立証責任が労災申請者に負わされているからである。申請書類の作成は多くの労力と時間が費やされるが、労災請求の時効は 5 年である。

たとえば労働組合関係者が、遺族とともに資料作成する場合でも、手がかりになるような材料が何ひとつ入手できないことがある。このことは「制度上は先進国に比肩していても」、「一番難題である検証責任を、実質的に権限も資金も知識もない被災者側が負わされている現実。結局、制度は絵にかいた餅にすぎない」（働く人の突然死を考える会 1983）のである。公害病において、汚染原因が明らかになっても疾病との因果関係を否定し、公害病患者を救済しなかったこと（飯島・渡辺・藤川 2007）と同じことが起こっている。過重労働を認めながら、因果関係が証明されないのを認めないとする「被害の否定」が起こっているのである。

## (3) 労災申請への圧力

労災制度そのものが労災申請への圧力になることは間違いないが、労災申請において、周囲の言葉がさらに困難を増幅させる場合もある。親戚や近隣住民からの心ない言葉があり、義理の親から息子が死んだことを責められ、言い争いになったりもする（諏訪・色部 2008）。家庭内別居、親子断絶などもしばしば聞くことである。このような関係の中で、それでも申請にかかわる作業を進めなければならないことは、より負担となる。労災申請を告げると、会社は掌を返したように厳しい態度になり、情報を隠そうとする。会社が故人の所有物を廃棄する、パソコンの情報を消す、自宅のパソコンを操作する、社内

に緘口令を敷く、被災者や遺族の人格を攻撃する、遺族側に不利になる噂を流す、親戚などを訪ねて遺族に関する情報を集める、などがある。労災申請させないような働きかけもあり、遺族をなだめ、説得したり、圧力をかけたりする（諏訪・色部 2008）。会社が徹底して証拠を隠してしまうと、遺族はなすすべがない。相談するところもわからず、やっとたどり着いた過労死 110 番の相談から、遺族が想像以上に孤立していることが明らかになっている（過労死弁護団全国連絡会議 1989）。

また会社の態度に加え、労基署のあり方が困難を増幅させることもある。過労死 110 番の電話相談では「労働基準監督署に申請に行った段階で、『過労死の労災認定は難しいから、あきらめなさい』などと、担当者にいきなり言われて、申請を断念した」（田尻ほか 1991）こともあった。また岡村は、「労働省等は、被災害性の過労死については、本省等の強力な統制を行い、労基署等の柔軟な運用による救済が不可能な基準を設定して」、速やかな救済ができず、一貫して過労死切り捨て政策がされてきたと言う（岡村 1998）。

#### (4) 過労死がもたらす悲嘆

過労死被災者・家族は、労働能力が著しく損なわれた状態、あるいは突然の死別を経験し、人生の重大な危機に直面して悲嘆の過程をたどる。悲嘆の研究はさまざまにあるが、わが国での研究は少ない（坂口 2010）。さらに、過労死家族の悲嘆の研究はほとんどなく、犯罪被害者遺族や、航空機事故被害者遺族の悲嘆などから検討している（中島 2006）。過労死は暴力的な死であり、予期せず大切な家族を亡くしたことに加え、労災請求などの活動が悲嘆を脅かすものとして存在し、病的な悲嘆に陥る可能性が高いと考えられる。過労死被災者とその家族（遺族）は、言い換えれば企業犯罪の被害者ともいえるであろう。悲嘆の要件として野田正彰は、死の状況、天災か人災、加害者が個人か組織か、その大きさによっても異なるとする。また死者の無念の程度や、加害者がいかに対応したか、関係機関の態勢にも関わる。野田は飛行機事故の遺族たちが立ち上がって、その被災を個人だけの問題とせず、「かけがえのない人の死に対して社会的意義を問うことの悲しみや苦しみを抱えていること」（野田 1992）の苦しさ、悲しみについて述べる。このことは過労死家族の場合にも通じる。

このように、被害者を取り巻く人々の対応や司法制度などのシステムによって、被害者はさらに被害を受けることになるが、被害学の領域ではこれを「被害者化」という（宮澤 1996）。第一次被害者化は、事件による直接の被害をいう。第二次被害者化は、事件を契機として、警察、裁判所等の関係者や身近な人々の態度、または報道や法廷で被害者が精神的にも社会的にも傷つけられることで、これらの事件処理の過程でさらに被害を受けることである。第三次被害者化は、事件を契機として社会生活を送るのに精神的・物質的な支障をきたすことで、ショックや恨みなどをどうすることもできずにいる状態が長期化することによって精神に変調が現われる。PTSD も代表的な例である（大和田 2003）。日本の被害者学研究のこれまでの状況をみても、もっぱら一次被害に関心が集中しており、二次被害・三次被害について考慮されることは少なかった（宮澤ほか 1996）。被害者や遺族にとって二次被害・三次被害は極めて深刻な問題であり、今後被害者への支援を推進していくうえで、こうした要素を十分考慮した制度の確立が望まれる。過労死家族にとっての支援制度の確立も必要であろう。



## 5. 過労死運動

被害に対してどのように運動が進むのであろうか。宇井純は水俣病に深く関わり、公害がその発生から4段階で進むことを「公害の起承転結」と言った（宇井 1968）。カネミ油症被害者の救済過程を研究した宇田和子は、マイケル・ライシュを引用して、被害軽減の政策過程を述べている（宇田 2015）。これらは過労死運動の過程にもあてはまるが、公約数的である。過労死運動の時期区分では、過労死 110 番運動と池谷の過労死運動の時期区分（池谷 2013）、岩城穰による大阪家族の会の時期区分（岩城 2011）がある。岩城の時期区分は一部を除いて同意できるものである。京都と大阪の過労死運動の時期区分については独自のものを考えることが必要であろう。そこで以下のように時期区分を考えた。

### 過労死運動時期区分

過労死運動前史（1960・1970年代）

第一期 過労死宣言期（1981年～1986年）

第二期 過労死の社会問題化期（1987年～1994年）

第三期 過労死救済元年（1995年～1999年）

第四期 過労自殺救済元年（2000年～2007年）

第五期 過労死防止元年（2008年～2014年）

第六期 過労死ゼロ元年（2015年～）

### 過労死家族の会運動

第一期 設立期（1989年～1995年）

第二期 過労自殺取り組み期（1995年～2002年）

第三期 自立期（2002年～）

第四期 社会運動活発期（当事者の知識集約期）（2006年～2008年）

第五期 過労死防止法制定運動期（2008年～2014年）

第六期 家族の会再設立期（2015～）

### 1) 大阪の過労死運動

過労死運動の前史は1960年代～1981年である。京都と大阪の初期の過労死運動で述べたとおりである。

#### (1) 第一期（1981年～1986年）過労死宣言期

過労死運動第一期は、急性死等労災認定連絡会（現大阪過労死問題連絡会）の結成に始まる。これは大阪の運動だけではなく、過労死運動として全国の先駆けとなった。個々の労災救済運動は、厳しい労働者環境のなかでそれぞれに成果を上げ、急性死等労災認定連絡会結成の機運は高まっていた。過労死運動全体で見ると、個別の運動を大阪府下全体の労働運動の成果としていくために、「急性死等労災認定連絡会」を結成したことの意味は大きい。大阪過労死問題連絡会では地道な取り組みを続けていたが、第一期は大きな成果が得られなかった時代である。

#### (2) 第二期（1987年～1994年）過労死の社会問題化期

過労死運動第二期は、1987年に過労死の認定基準が緩和されたことを契機として、過労死110番運動が始まったことによる時期区分である。第一期は、大阪府下の過労死運動を統一したことにあるが、過労死110番運動は、都道府県ごとの運動を全国の運動へと進展させたことにある。何よりも、労働組合に頼ることができなかつた過労死被災者・家族が、直接に弁護士などに結びつくことができ、どのように労災活動を行なうかを知ることが可能になったのである。過労死運動のなかで過労死被災者・家族が参加することが増え、過労死被災者・家族は同じ境遇の者が集まることに意義を見出していた。過労死被災者・家族の横のつながりも必要であった。1989年に過労死家族の会が名古屋で初めて結成された。過労死家族の会運動の始まりである。1991年には緩やかな連合体である全国過労死を考える家族の会が結成された。過労死運動に過労死家族の会運動が加わったことが、さらなる第二期の特徴である。過労死問題に対してこれまでにない運動が展開されたのであった。

### (3) 第三期（1995年～1999年）過労死救済元年

1995年2月1日、新認定基準（平成7年2月1日基発第38号労働省労働基準局長通達）が通達された。1987の認定基準から大きく緩和された改定により、労災認定件数が大きく増加した。今までにない変化が起きたのが第三期である。「過労死救済元年」は、大阪のシンポジウムで使用された。この時期に「自殺過労死（過労自殺）110番」が開設されたことも特筆すべきことである。加えて「団体定期保険110番」が開設されると、こちらにも相談が殺到した。過労死運動が進展し、過労自殺と団体定期保険が社会問題化した（大阪過労死問題連絡会2002）ことが、この時期の特徴である。

### (4) 第四期（2000年～2007年）過労自殺救済元年

2000年には、歴史的な電通過労自殺事件の最高裁判決が出され、過労自殺問題が広く社会に知られることとなった。判決文の一部は、2014年に制定された過労死等防止対策推進法の法文に使われている。2000年は過労死とりわけ過労自殺について、被災者救済の方向での目覚ましい前進があった年であった。第四期の特徴は、1999年の過労自殺の認定基準の策定に続いて、2001年に過労死の認定基準も改訂されたことである。これにより、過労死・過労自殺の救済が大きく進んだ。さらに、第四期は労働基準オンブズマン運動を展開することになり、過労死運動のステージが変わっていった。次の過労死運動の取り組みは、「企業の36協定情報公開訴訟」である（松丸2005）。のちの「過労死企業名情報公開訴訟」に続く、過労死防止のための積極的な司法運動である。この頃、大阪で若者の過労死事件が目立ってきた。

同時に、新しい過労死運動を必要とする動きも出てきた。2005年度日本経団連の規制改革要望として、「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」が発表されたのである。過労死運動は、さらに強力な組織を結成した。「ストップ・ザ・エグゼンプション——働き方を考える大阪ネット」（略称「働き方ネット大阪」・現NPO法人働き方ASU-NET）が、2006年9月26日に結成された。結成の経緯は、民主法律協会の創立50周年の事業として「ホワイトカラーエグゼンプションと労働契約法」について問題提起され、準備会を重ねて多彩なメンバーが集まり多彩な議論が交わされたことである（岩城2017）。

### (5) 第五期（2008年～2014年）過労死防止元年

2008年は雇用問題が深刻となり、派遣切り、年越し派遣村設立、名ばかり管理職問題など、今までに

ない問題が噴出した。これ以上労働者の健康破壊や過労死の増加を防ぐために、2008年、過労死弁護団全国連絡会議が『過労死防止基本法』の制定を求める決議を、日本労働弁護団が『過労死等防止基本法』の制定と長時間労働の規制強化を求める決議を行なった。過労死防止のための法律制定運動は、過労死運動における大きな政治活動の始まりであった。「過労死防止元年」は大阪の過労死110番プレシンプोजウムで使用された言葉である。過労死家族の会では、2008年の全国統一行動終了後に数人で、国会議員会館に地元の国会議員を訪ねた。会員たちは、過労死が労災認定されないと国会議員に訴えた。議員から過労死問題の取り組みへの賛同を得られ、過労死防止法制定運動に踏み出すこととなった。過労死防止法制定運動は、過労死弁護団全国連絡会議、日本労働弁護団の決議に呼応して、過労死家族の会の初めての大規模な政治活動運動となった。過労死家族の会が、過労死防止法制定運動の先頭に立って運動を進めた。2014年、過労死等防止対策推進法が議員立法により制定された。労働分野における初めての議員立法であった。過労死運動は、立法運動とともに、司法闘争を行なった。

#### (6) 第六期 (2015年～) 過労死ゼロ元年

2015年以降は、現在に続く時期である。過労死運動が始まったころは、「ノーモア過労死」と言われたが、過労死等防止対策推進法制定・施行により、国などとともにも過労死ゼロ社会をめざす運動となった。運動のステージが大きく変わった。

### 2) 京都の過労死運動

京都の過労死運動は、ネットワーク型運動の大阪とは大きく異なる。労働組合や市民、医療・司法関係、労災被害者・家族が結集した京都職業病対策連絡会議を中心とした過労死運動である。

#### (1) 第一期 過労死宣言期 (1981年～1986年)

京都の過労死運動第一期には「京都労災職業病対策連絡会議」が結成され、前身の組織から引き続き、過労死問題に取り組んだ。1980年は、のちに家族の会初代世話人代表となる小槻貞次（タクシー勤務・存命）などの運輸業や、公務員の過労死認定運動があった。この頃、熊本興人から、宇治ユニチカでレーヨンの災害がないかと問い合わせがあった。レーヨン製造時に出る有毒ガスのCS<sub>2</sub>が危険なガスであることを労働者に知らせないまま働かせていたのである。1985年、宇治ユニチカのCS<sub>2</sub>中毒患者2名が労災請求を行った。同年4月には「ユニチカ宇治CS<sub>2</sub>中毒労災認定・生活と権利を守る市民集会」（280人）が開催された。

#### (2) 第二期 (1987年～1994年) 過労死の社会問題化期

第二期には1970年代後半に起こった過労死の裁判2件が、15年越しの勝利をつかんだ。京都過労死弁護団と京都過労死対策医師団も結成され、過労死110番と定期的な街頭宣伝もスタートした。また京都総評と京都職対連が懇談を持ち、協働闘争を進めることになり、1万人アンケートも実施した。1987年、ユニチカ宇治ではCS<sub>2</sub>中毒患者が労災認定された。同年7月ユニチカ裁判闘争決起会が開催され、8月には熊本興人CS<sub>2</sub>運動を調査（9名）した。地元で市民集会を開催し、各地の運動と交流し、訴訟の支援に行くこともあった。

### (3) 第三期（1995年～1999年）過労死救済元年

1995年2月1日、新認定基準（平成7年2月1日基発第38号労働省労働基準局長通達）が通達され、全国の労災運動は大きな前進を迎えた。1988年から8年間で2件（294件中）しか業務上の死と認定されなかった労働保険審査会決裁が、1995年2月から11月の間に3件（34件中）が認定された。企業補償、裁判上の和解、調停成立、交渉妥結などでこれまでに27例が解決した（過労死弁護団全国連絡会議調べ）。「働くもののいのちと健康を守る京都センター」が設立し、京都職対連と協同して運動を行なっていくことになった。

### (4) 第四期（2000年～2007年）過労自殺救済元年

第四期は過労死・過労自殺にとって、認定基準が改定され救済が進んだ時期である。下中事件は、2000年5月、労働保険審査会で逆転認定された。1997年に企業の責任を問う損害賠償責任が提訴されていたが、労災認定後、同年に勝利和解をした。1998年には、ジャーナリストの大谷昭宏が遺族の母子を取材し、テレビ朝日サンデープロジェクトで放映された。支援する会が、子どもが在学していた立命館大学法学部のゼミ生を中心に結成された。職対連や労働組合とともに多くの若者が過労死事件に関わった数少ない例といえる。2004年1月20日、9人の京都市内の小・中学校の教師が京都市に対し、「違法な超過勤務の解消を求める裁判」を起こした。9人の教師は、1ヶ月の残業時間が、67時間から108時間あった。2000年に京都家族の会は10周年を迎え、10周年事業を計画した。記念誌を出し、「やすらぎのコンサート」と題し関西フィル弦楽四重奏団を招いた。コンサートには地域で活動する女性コーラスやオカリナ演奏も加わった。地域の演者も加えると100名近い参加者となり、コンサートは成功した。京都家族の会にとっては初めての大きな催しとなり、自分たちの力を実感し、世話人会の結束が強まった。

### (5) 第五期（2008年～2014年）過労死防止元年

2008年6月7日、過労死110番20周年記念の集いがルビノ堀川にて50名の参加で開催された。過労死110番は、20年で約1000件の相談があった。二部では被災者・家族を励ますつどいが開催され、被災者・家族を代表して筆者があいさつした。20年の間には、過労死問題とともに、さまざまな労働問題が起こってきた。

過労死問題として、精神疾患・障害、若者という言葉が多く聞くようになった。精神疾患の増加は、職対連の労災相談の数字にも表れ、2006年度の労災相談は117件、脳・心臓疾患関連は8件（うち死亡3件）、精神疾患31件（うち自殺3件）であった。若い世代の壮絶な過労死相談も増え、25歳・29歳・31歳・32歳の男女が死亡し、幼子のいる遺族もあった。背景には精神疾患の増加と深刻化があった。家族の会でも、若者や働き盛りの自殺事案の闘争があった。子どもを亡くした母親、幼子をもつ若い父親の事案もあった。就学前の子どものいる事案は、京都では初めてであった。

京都職業病対策連絡会議を中心に過労死防止基本法制定運動を展開した。全国一斉署名運動が全国実行委員会から提起され、2012年1月21日、四条河原町で署名活動を行なった。みぞれが降る寒い日であったが、京都職対連、弁護士、京都家族の会、POSSE、中田ネットなどが参加し、テレビや新聞で報道された。2012年5月には京都実行委員会が結成された。実行委員長には龍谷大学の脇田滋教授、副委員長には過労死弁護団全国連絡会議の佐藤昭雄弁護士と、家族の会から筆者が選出された。京都では全国的

にも盛んな過労死防止基本法制定運動が展開された。

### 3) 過労死家族の会運動

#### (1) 第一期（1989年～1995年）設立期

過労死運動の中で過労死家族の会運動は誕生し、過労死家族の会結成以来、過労死運動とともにあった。1989年、「名古屋過労死を考える家族の会」の発足に始まった。その後、各地で家族会が結成されるようになり、1991年、「全国過労死を考える家族の会」が7都府県で発足した。過労死認定基準の改定を求めて労働省に要請を行い、集会や学習会を開催し、全国一斉の労災申請も行なった。この時期は特に、過労死問題への取り組みの困難さ、生活困難が多くあった。過労死問題への取り組みは、生活を犠牲にしながら活動を続けることとなり、二次的な生活問題が生じた。しかし、仲間との出会いや助け合い、気持ちの分かち合いが大きな経験となった。この時期の活動は、その後の活動のスタイルの基礎となった。

#### (2) 第二期（1995年～2002年）過労自殺取り組み期

電通の過労自殺裁判などもあり、過労自殺の問題が社会的にも大きな問題となった。脳・心臓疾患における過労死は、認定基準が緩和されるなどの一定の成果を上げることができた。しかし長時間労働、過密労働のような労働環境は改善されず、過労自殺が問題となった。これらの問題を2冊目の手記集『死ぬほど大切な仕事ってなんですか——リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える』（全国過労死を考える家族の会 1997）で訴えた。過労自殺の認定基準は、脳・心臓疾患の認定基準よりさらに厳しいものであった。過労自殺による労災活動は、また大きな生活問題を引き起こした。しかしここでは、過労自殺の家族はまだ少数であり、十分な対処はできなかった。

#### (3) 第三期（2002年～）ケアへの関心期

心のケアへの意識的な取り組みを始めた時期である。1999年、「心理的負荷による精神障害等にかかる業務上外の判断基準」が策定され、電通過労自殺事件などにより、過労自殺に労災認定の道が開けた。過労死家族の会では、過労自殺の会員が増加した。2001年、脳心臓疾患における認定基準の緩和もあった。過労死・過労自殺の救済が進み、家族の会でも認定が続いた。社会の中から過労死問題への関心が失われていくきっかけであった。しかし、家族の会への入会、活動の参加者は増加し続けた。家族の会の社会運動は減少したが、家族の会内部での活動が盛んになった。大阪を中心にメーリングリストの登録者が増加し、各地の交流がより活発に行われた。全国家族会への結集、交流が強まった。若い世代の会員が増え、子どものケアへの意識的な取り組みが始まった。子どものケアの会（かいじゅうの会）が作られ、若い母親と子どもたちの交流が盛んになった。

#### (4) 第四期（2006年～2008年）自立期（当事者の知識集約期）

2006年からは過労死家族にとって、見過ごすことができないような重大な労働問題が起こり、再び社会運動に大きく立ち向かうことになった。特にホワイトカラー・エグゼンプションが導入されようとしたことについては、緊急行動を行なった。国会要請、集会に参加するなど、緊急に取り組んだ。家族の

会への相談も増えてきた。成果の一つとして、『過労死の労災申請——過労死？と思ったら読む本』（諏訪ほか 2008）という本ができた。出版の経緯は、裁量労働で労災認定されたことで、多くの相談を受けられるようになったことからである。本は多くの当事者の知恵と経験を結集して作られた。過労死の申請方法はもとより、心のケアや生活に関わる問題まで、経験談もたくさん掲載されており、版を重ねている。

#### (5) 第五期（2008年～2014年）過労死防止法制定運動期

2008年の「勤労感謝の日を前に過労死を考えるつどい」で、『貧困の現場』（2008 東海林）を著した毎日新聞の東海林智が講演し、「ホワイトカラーエグゼンプション反対運動の先頭に立ったのは、過労死家族の会であり、その功績は大きかった」と語った。その後、過労死防止法制定運動においても過労死家族の会は先頭に立って運動し、ようやく自らの役割と働きを実感できるようになっていった。結成以来の初めての大きな取組みだったため、会員の戸惑いがあったり、従来からの活動が縮小したりすることもあった。労災認定されなかった会員も、過労死防止法制定運動においては、労災認定がどれほど困難であるかを訴えることが重要とされ、過去の辛い思いを訴え続けた。過労死防止基本法制定運動に関わって、予期せぬ出来事もあった。休会していた静岡と北海道の過労死家族の会が再結成したのである。東北でも過労死家族の会が結成された。過労死家族の会の空白地域は長年にわたって課題であったが、活発化した過労死運動により過労死家族の会が結成にいたったと考えられる。後には山陰・四国・九州でも過労死家族の会が結成されたことは運動の成果といえるだろう。

#### (6) 第六期（2015年～）過労死家族の会再設立期

過労死等防止対策推進法制定により、過労死家族の会は各都道府県でのシンポジウム・啓発授業で、過語り部としての役割が求められた。また、毎年開催される11月の過労死防止月間シンポジウムの企画などの担い手でもある。1990年代から家族の会が各地で結成された。過労死防止基本法制定運動や各地で過労死防止シンポジウム開催の動きが寄与したと考えられる。休止の過労死家族の会の再結成は上述したが、2016年～18年の短期間で一気に6つの組織が増え、休止中の家族の会を除き、2021年現在17団体となった。山陰（2016.4.23）・東九州（2016.11.22）・神奈川（2017.5.25）・福岡（2017.6.14）・四国（2017.11.1）東四国（2018.10.20）である。宮城過労死を考える家族の会（2019.4.20）が「東北希望の会」から引き継いで、新たな家族の会が発足した。過労死運動とともにあった過労死家族の会の運動は、現在の過労死社会のありようの下でまだ続いていくだろう。

## 6. 調査結果

調査により、過労死家族の会と、会員たちのありようを明らかにした。京都と大阪の過労死家族の会に参加する10名にインタビューを行い、1名から文章で回答を得た。さらに、京都家族の会の機関誌から会員の言葉を集めた。それぞれがどのような思いで労災活動や裁判に取り組み、過労死家族の会運動に携わってきたかをまとめた。インタビューと機関誌で収集した内容は、「労災活動」、「裁判」、「企業・行政・国会」、「運動」、「家族」、「過労死家族の会」という計6項目に分類した。

「労災活動」に関しては、労災申請にまつわる多くの困難があり、書類作成のための証拠集めに大きな苦しみや悩みがあることが明らかになった。会社が緘口令を敷き、証拠を隠蔽することも珍しいことではない。労働時間の把握も困難である。労災活動は苦しいものであるが、専門家と話すことが気持ちの整理になったと話す者もいる。労災活動によって、死んだ人とともにある、一緒に頑張っているという意識が生まれることもある。しかし、制度の複雑さや待ち時間の長さは、大きなハードルとなる。労災が認められると報われた気持ちになり心も少しは楽になるのであるが、過労死を止められなかったという後悔は多くの家族の心に残り続けている。

「裁判」について、過労死の裁判は、過労死認定を求める行政裁判か、企業への損害賠償がほとんどである。裁判をする動機については「夫のかたき討ち」だったり、「息子を死に追いやった奴らを法廷に引きずり出してやればそれでいい」という思いが語られた。しかし、裁判の見通しは誰にもわからないものであるので、提訴するまでの迷いがある。裁判を行なうことが、死んだ家族の意思にそぐわないものではないかという迷いもある。労災認定を受けていても強い処罰感情があり、会社にダメージを与えたいという気持ちで裁判に踏み切る場合もあれば、事件を忘れられたくないと思って提訴することもある。裁判では、「涙で訴えた同僚の陳述が採用されない」、「裁判は不思議」、「何も認められなかった」など裁判に対する不信感があった。勝訴の場合は、裁判官の声は天の声のようであり、「家族の名誉が守られた」瞬間である。敗訴すると、家族が「もう一度殺された」と感じる人は少なくない。本当の死、行政上の死に、裁判での死が加わるのである。さらに、過労死の裁判は10年を超えることも珍しくはなく、仕事との両立に困難が生じた。

「企業・行政・国会」について、企業の労災隠しは様々な手段で行われることがある。労災申請や裁判を諦めさせるために証拠隠しや虚偽の説明をすることもある。「ギャンブルをしていた」、「女の噂があった」、「大した仕事をしていなかった」というような嘘をつき、死者の尊厳を傷つけて遺族の悲しみ、怒りを深くさせる。労働者の味方だと思っていた、労働基準監督署の対応に不信を抱くことも少なくない。一方的な決めつけや調査方法への不満があるほか、監督官の言葉でPTSDを発症したケースもあった。過労死防止基本法制定運動が始まってからは、国会議員の働きに力づけられていた。

「運動」について、2000年頃には「運動が落ちてきている」、「もっと戦いを、世の中を変えていく運動を」、「ひ孫の世代にはもっと働きやすい世の中になっているように」と運動の発展を願う声もある。労災認定を求める運動の過程で、支援する会が結成されると、個人ではなし得ない大きな支援を受けられることに感動し、感謝の念を強くする。支援する会は、高校の同級生が集まったり、かつて担任だった教員が関わったりしたケースもあった。労組からの応援も家族を勇気づけた。家族の会も支援する会に参加して支援を行なった。しかし過労死運動が盛んでない地域、家族の会がない地域や、事案の性質によっては支援を受けることが困難になり、模索が続いている。

「家族」に関しては、遺された家族の痛切な思いや、どのような経緯で過労死に至ったか、子どもの存在や過労死を乗り越える過程が語られた。病的な悲嘆反応によって身体を壊したり、人間不信になり、精神を病み引きこもりに陥ったりもする。自死遺族の場合は偏見を恐れて隠すことも多く、精神障害に対する労災認定のハードルの高さに苦しんだ。過労死はあらゆる職種で起こっており、新規事業所の設備担当、鉄道の電気設備の現場監督、住宅設備製造、自販機の管理、ホテルの従業員などのケースを記録した。忙しくて病院に行けないうちに亡くなってしまったこと、出張先で亡くなったこと、過労から

不眠を発症したこと、食事も疎かになっていたこと、精神疾患になってもパワハラを受けていても退職できなかったことなどが語られた。親を過労死で亡くした子どもは、大学を辞めたり、不登校になったり、非行に見える行動に走ったりした。労災活動や裁判に関わるうちに、親の死を受け入れられるようになることもあった。遺された家族は、労災活動や裁判を終えた後も社会運動に携わる場合がある。長年の活動によって、普通の一主婦だったのに、いつの間にか一目置かれる活動家になったと他人から評価されることがある。過労死のない社会を目指すことがライフワークになったり、他の社会問題に取り組んだりする姿は、多くの遺族のロールモデルとなる。過労死を個人の問題ではなく社会の問題として捉えるようになったとき、家族の死を乗り越えられる人がいた。

「過労死家族の会」については、どのような気持ちで家族の会に参加したか、家族の会と関わることで何を得たか、過労死家族の会の役割などが明らかになった。遺族は同じ境遇の人とはじめて出会うことで、一人ではなかったと安らぎを感じた。なかなか話せないことも家族の会では話すことができ、居場所であり、新しい人間関係を築くことができる。結成当初は、過労死家族の会の運営に苦労し、支援者に大きく支えられていた。現在は労災、裁判の話など経験を伝えることができるのをうれしく思う世話人がいた。自らの闘いが終わっても世話人として活動を続けるのは、恩返しの気持ちや、若年層の過労死を放っておけないという思いがあった。闘いが終わると、過労死家族の会からの「卒業」を考える。もうこれ以上苦しい話を聞くことはつらいのであり、闘い方の変化があり、会員のニーズをつかみきれないところがある。それでも「必要な会」であることは間違いない。労災申請しない、できない多くの者たちの代表として困難であっても活動を続けるのである。

これらのインタビューはすべて知り合いに対して行い、1、2時間であった。一緒に活動する仲であっても、初めて聞く話が多かった。機関誌の文章も整理しながら、やはり初めて知ることが多かった。過労死は極めて個別的な出来事であり、常に詳細が語られるとは限らない。裁判の陳述であっても、認定基準に沿う形で話すのであって、話したいことを話せるのではない。

## 7. 考察

### 1) 過労死運動の成果

過労死運動の功績は、何といても2014年の過労死等防止対策推進法が制定されたことであろう。過労死防止基本法制定運動は、全力をあげて行なった運動であった。「過労死」が法律に使われる用語となるまで長い道のりがあった。過労死等防止対策推進法によって、国が過労死防止の最大の責任を負うことになった。しかし事業主は責務を負うものではなく、努力することを求められているに過ぎない。さらに、過労死等防止対策推進法が制定された直後には、労働時間規制の緩和政策が進められていった。過労死運動の限界ともいえるであろう。

過労死問題に関心が集まり、大阪過労死問題連絡会では、全国で初めての過労死110番を開設した。過労死110番は全国でも取り組まれ、電話は鳴りやまなかった。全国であらゆる職場、職種、年齢を問わず、過労死は拡がっており、過労死被災者・家族は会社や労働組合から見放されて窮状に陥っていることが明らかになった。過労死被災者・家族は、過労死110番運動により仲間と出会い、過労死家族の



会を各地に結成することができた。マスコミの報道の影響は、関係者が驚くほどのものがあり、過労死問題は一気に社会問題化した。国は、過労死はないという姿勢を長く保ってきたことにより、過労死の救済は進まなかった。それでも過労死被災者・家族は労災活動を続けた。その結果、司法・行政を動かすことができた。

## 2) 過労死家族の会の成果

孤立していた過労死被災者・家族は、過労死 110 番が開設されると、仲間と集まり、支援者の力を借りて過労死家族の会を県単位で結成していった。過労死家族の会は、過労死被災者・家族の相互扶助、学びの場、励まし合う場所となった。過労死運動に自助グループの運動を加えることになった。過労死家族の会は、セルフヘルプ・グループの機能を持ち、闘うグループである。過労死運動の中の過労死家族の会はシンボリックな存在であり、その先頭に立つことを求められた。身をもって、過労死問題の告発・啓発に取り組んだ。家族は「針の穴にラクダを通す」ほどの困難とされる過労死の認定闘争を闘った。過労死被災者・家族は、過労死した本人の代弁者として過労死を社会に訴えた。労災活動を続けていると、過労死した家族の問題はいつのまにか自分自身の問題になり、過労死問題は社会問題であるとの認識が生まれる。過労死した本人の代弁者から、家族が過労死した当事者へと変化する。過労死家族の会の活動はそれを可能にした。

過労死防止基本法制定運動では、特に過労死家族の会は重要な存在となった。結成以来の運動を展開し、多くの組織や市民、個人と連携して運動を進めた。その結果、過労死防止基本法制定運動の活発化により、過労死家族の会の再結成や新たな結成が、今までにないスピードで展開された。過労死等防止対策推進法制定後は、過労死家族の会は国とともに過労死防止に努めた。毎年開催される過労死防止啓発推進シンポジウムの開催にも、過労死家族の会は深く関わり、各県の過労死運動も活発化した。現在は、1991年に全国過労死を考える家族の会結成時の過労死家族の会の数から2倍を超えた17となった。過労死家族の会の運動は、過労死運動に影響されており、切り離して考えることはできない。過労死運動にとっても過労死家族の会の存在なしには今日のような運動を展開することはできなかったであろう。

## 3) 過労死運動の特徴と評価

過労死運動は、「過労死問題に専門的知見をもつ医師、過労死弁護団、過労死家族の会、労災・職業病に取り組んできた活動家グループが連携する社会運動として展開され」、社会運動として進められる性格を持っていた。労働組合が本来の役割を放棄し続けてきたことが、過労死運動が労働運動とならなかった理由といえるだろう。なにより過労死被災家族が過労死であると声を上げなければ、過労死は明るみに出ることにはなかった（森岡 2013）。Morioka Rika は、アメリカから過労死の調査に日本に来て、過労死運動を評価した。これらの運動の中で housewife activist が誕生したことを指摘する（Morioka 2008）。「普通の主婦」だったのに、いつの間にか活動家になっていたことはよく聞く話である。労災活動は長年にわたることがあり、考えや人生が変化する。また、森岡は、これらの過労死運動は、North (1999) を引用して、社会学でいう「新しい社会運動」とする。NHK テレビで過労死問題取材した織田柳太郎は、ドキュメンタリー ‘89「過労死——妻は告発する」の制作に関わった。織田は「草の根の民衆がそれぞれの立場で立ち上がり、日本の社会に広く訴えかけ、国策まで変えた稀有の運動」であり、

「一人一人では力のない民衆も力を合わせて闘えば、自分たちで歴史を作っていけることを示しています」と指摘する（織田 2019）。ジャーナリストの華田晶之は、大阪過労死問題連絡会を高く評価した。「私が、例えば、100年の日本史の年表を作れと言われたならば、大阪過労死問題連絡会の運動は、必ず一行入れます」、「一見、豊かだと言われている社会の一方で、どんな現実があったのか、その一行は鋭く語り続けるのです」（華田 1990）。若手弁護士時代から大阪過労死問題連絡会にかかわった松丸は、過労死 110 番運動は、労働基準法の第 1 条、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」という法理念を守る闘いであったとする。同時に「とりわけその当事者である遺族らは、失った大切な人の過労死という事実の重みをもって、その課題の多くを引き受けてきました」と指摘する（松丸 2019）。若者の労働問題に取り組む今野は、闘いなくしては社会を守ることはできない、「今日の労働運動が闘い守っているのは、社会そのものである」、「個別の問題の闘いを通して普遍的な問題を問うことで、はじめて社会を守ることができる」とし（今野 2019）、過労死運動の役割を評価する。

目に見える運動の形態は違っても、過労死被災者・家族を専門家集団が支え、闘った運動は高く評価された。日本の矛盾である過労死問題に取り組んだ過労死運動は、なにものにも代えることのできない運動であり、その運動をけん引したのは大阪過労死問題連絡会であった。

#### 4) 提言

過労死運動が始まったところから今まで、幾多の提言がなされてきた。提言は、過労死予防や過重労働予防について、学会や運動組織、労働組合、研究者からも出されてきた。大阪過労死問題連絡会が 1990 年に出した提言はわかりやすいものであった（大阪過労死問題連絡会 1990）。日本学術会議が、過労死防止基本法制定運動の頃に出した提言「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を——働く人の健康で安寧な生活を確保するために」は、法制度の整備とともに諸施策の充実を求めるものである（日本学術会議 2011）。森岡（2013）、細川（2010）の提言では、労働組合の本来の役割を求めている。日本の労働行政組織が脆弱であること、低い最低賃金、雇用のあり方、労働者教育、安全衛生教育のあり方など、課題は少なくはない。

#### 5) 本研究の成果と限界

本研究は、過労死遺族による過労死家族の会研究であり、当事者による論文は初めてである。当事者による視点で、過労死被災者・家族の姿を、過労死運動と過労死家族の会運動から明らかにすることができた。過労死運動と過労死家族の会の関係は各府県でさまざまに展開されているが、その詳細な姿は明らかにされていなかった（池谷 2013）。京都と大阪だけではあるが、過労死運動と過労死家族の会の関係を明らかにできたことは大きな研究成果である。また過労死の実態を過労死被害としてとらえた視点は、新しいものである。

過労死家族の会のセルフヘルプ・グループの側面に着目した調査と、当事者のインタビューと文章から、被害の実態を明らかにした。分析は個々人のものとしてではなく、過労死被災者・家族の姿を「マス」として示した。ゆえに、個々人の属性を重んじて分析できなかった。属性ごとの分析を行なうには調査協力者の数は足りていない。また話を聞くことや、データの収集、分析などに、当事者が行なっていることによるバイアスが存在するであろう。過去の出来事を聞くので、記憶の思い違いなども生じて

いる可能性がある。ニュースレターから収集した言葉は、関係者向けとはいえ公の文章であって、「生の思い」とは言い切れないことも配慮すべきである。何より、京都と大阪、兵庫のみを調査対象としており、一般化できない。他県の実態も明らかにする必要がある。過労死運動の中の過労死家族の会の運動について記述はできたが、分析はできなかつたことが研究の限界である。今後の課題としたい。

#### <主要文献>

- 郷地秀夫、2007、『原爆症一罪なき人の灯を継いで』かもがわ出版
- 飯島伸子・渡辺伸一・藤川賢、2007、『公害放置の社会学：イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在』、東信堂
- 飯島伸子、1979、「公害・労災・薬害における被害の構造」、『公害研究』8(3), 57-65.
- 池谷美衣子、2013、『長時間労働に対する解決主体の形成に関する社会教育学的研究—社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して』筑波大学人間総合研究科博士論文
- 石井義脩、2001、「過労死の労災認定の歴史的な理解」、『治療』83(8), 89-94.
- 岩城穰、2011、「「成人式」を迎えた大阪家族の会によせて」『大阪過労死問題連絡会・大阪過労死を考える家族の会 記念シンポジウム
- 過労死弁護団全国連絡会議編、1989、『過労死—その実態 予防と労災保障の手引き』双葉社
- 川人博、2014、『過労自殺 第2版』岩波書店
- 今野晴貴、2019、「新しい労働運動が、社会を守り、社会を変える」今野晴貴・藤田孝典編、『闘わなければ社会は壊れる——<対決と創造>の労働・福祉運動論』106-145. 岩波書店
- 松丸正、1981、「「急性死」等労災認定連絡会結成へ」『民主法律』170号  
<https://www.osaka-karoshi.jp/known/approach/1981/26/>
- 宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編著、1996、『犯罪被害者の研究』成文堂
- 森岡孝二、1990、「日本の労働者の生活構造」過労死弁護団全国連絡会議(編)『過労死：国際版』、60-70. 窓社
- 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会機関紙「ひかり」編集委員会、2005、『森永ひ素ミルク中毒事件：事件発生以来50年の闘いと救済の軌跡』森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会機関紙「ひかり」編集委員
- 森岡孝二、2016a、「過重労働と過労死をいかに防止するか」20-28 岸-金堂玲子・森岡孝二『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる：日本学術会議の提言を実効あるものに』ミネルヴァ書房
- 森岡孝二、2013、『過労死は何を告発しているか—現代日本の企業と労働』岩波書店
- Morioka Rika, 2008, Anti-karoshi activism in a corporate-centered society: medical, legal, and housewife activist collaborations inconstructing death from overwork in Japan. University of California. San Diego
- 中嶋清美、2017、「大阪の過労死運動と大阪過労死を考える家族の会結成の経緯—過労死運動の展開における過労死家族という当事者の出現—」『Core Ethics』(13), 149-159.

中嶋清美、2006、『過労死家族会のセルフヘルプ活動』立命館大学大学院 修士論文  
中嶋清美、2013、「過労死被害と労災申請」『Core ethics』(9), 187-197.  
中嶋清美、2014、「京都過労死家族会と京都職対連運動」『Core Ethics』10:167-176.  
中田智恵海、2000、『セルフヘルプグループ：自己再生の援助形態』。八千代出版  
日本学術会議、2011、労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を一働く人の健康で安寧な生活を確保するために―」  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t119-2.pdf>  
西山勝夫、2012、「大阪過労死問題連絡会結成 30 年、大阪過労死を考える家族の会結成 20 年によせて」  
『労働と健康』230 号 Vol.38, No.2, 29-32.  
野田正彰、1992、『喪の途上にて』岩波書店  
織田柳太郎、2019、「取材を通して考える」森岡孝二・大阪過労死問題連絡会『過労死 110 番——働かせ方を問い続けて 30 年』23-391. 岩波書店  
岡知史、1985、「セルフ・ヘルプ・グループの機能について：その社会的機能と治療的機能の相互関係」  
『大阪市立大学社会福祉研究会研究紀要』4, 73-93. PDF  
岡知史、1986、「欧米の研究文献にみる SHG の援助の特性：その整理と分類の試み」『東大阪短期大学研究紀要』11, 41-48.  
岡知史、1986、『セルフヘルプグループ：わかちあい・ひとりだち・とくはなち』星和出版岡知史「当事者組織への直接的援助について：地域における当事者組織化活動の理論的整理の試み」『大阪市立大学社会福祉研究会研究紀要』5,17-33. PDF  
岡村親宜、2002、『過労死・過労自殺救済の理論と実務：労災補償と民事責任』旬報社  
大久保貞利、2006、「カネミ油症事件とはどんな事件か」カネミ油症被災者支援センター編『カネミ油症過去・現在・未来』9-29. 緑風出版  
大阪過労死問題連絡会編、1990、『さよなら過労死——人間らしく生きるために』かもがわ出版  
大阪過労死問題連絡会、2002、『大阪過労死問題連絡会結成 20 周年シンポジウム「過労死 過労自殺問題の現在・過去・未来」』  
労働基準オンブズマン、2002、『しない・させないサービス残業』旬報社  
諏訪裕美子・色部祐、2017、『過労死の労災申請 改定増補』自由国民社  
田尻俊一郎、1998、『道標——田尻俊一郎過労死問題意見書集』大阪過労死問題連絡会  
田尻俊一郎・松本久・中塚比呂志・三浦力、1991、『過労死への挑戦——臨床医から企業戦士へのメッセージ』労働経済社  
團野彩子、2012、「ピンバッチできました！」『ストップ！過労死 全国ニュース』第 2 号ストップ！過労死 過労死防止基本法制定実行委員会 <http://stopkaroshi.sitemix.jp/leaflet/news002.pdf>  
徳永芳郎、1994、「働き過ぎと健康障害：勤労者の立場からみた分析と提言（抜粋）」『経済分析』。大阪過労死連絡会 <http://www.osaka500>  
宇田和子、2015、『食品公害と被害者救済：カネミ油症事件の被害と政策過程』東信堂  
上畑鉄之丞・田尻俊一郎編著、1982、『過労死——脳・心臓系疾病の業務上認定と予防』労働経済社  
上畑鉄之丞、1993、『過労死の研究』日本プランニングセンター

宇井純、1968、『公害の政治学：水俣病を追って』三省堂  
ユニチカ宇治工場の二硫化炭素中毒患者を支援する会・ユニチカ宇治工場の二硫化炭素中毒患者を守る会、1999、『健康をかえせ：ユニチカ CS<sub>2</sub> 中毒裁判報告集』  
山田真、2014、『水俣から福島へ：公害の経験を共有する』岩波書店  
山崎喜比古・三田裕子、1995、「セルフ・ヘルプ・グループの展開とその意義」園田恭一・川田千恵子編、『健康観の新しい転換——新しい健康理論の展開』。(pp. 175-192). 東京大学出版会  
全国過労死を考える家族の会編、1991、『日本は幸福か—残された 50 人の妻たちの手記』教育資料出版  
全国過労死を考える家族の会編、1997、『死ぬほど大切な仕事ってなんですか：リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える』教育史料出版会